



元気カフェ ブランと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180054 号)

元気カフェ ブラン と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

元気カフェ ブランは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 12 月 28 日

医療法人 重仁会
理事長

田尾 大樹

札幌市
市長

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 働きやすく安全な環境づくりのため、社員の挨拶、声かけを徹底しております。
- お客様が居心地の良い空間で寛げる様、客席の清掃を心がけております。
- 朝、夕のミーティングでは、作業、ルールの確認を行い、さらには、接客七大用語の唱和を行い、一社会人として、接客業として職業意識の向上に努めております。